第56回 (平成30年3月8日)

○的井総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。 本日は、加藤委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。 〇堀部委員長 ただいまから第56回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、平成30年度個人情報保護委員会活動方針の方向性について、事務局から説明を お願いいたします。

○事務局 平成29年度において、改正個人情報保護法の全面施行等を踏まえ、委員会全体としての活動方針を示し、これまで活動を進めてきているところですが、平成30年度においても、平成29年度と同様に、個人情報保護委員会としてどのような活動を行っていくかを明確に示した上で具体的な取組を進めていくため、活動方針を取りまとめたいと考えております。

今般、活動方針を策定するに当たって、これまでの活動実績等を踏まえ、どのような事項を盛り込む必要があるか方向性を整理いたしました。本日は、この方向性で良いか、御審議いただくものです。

それでは資料1に沿って、方向性について説明いたします。資料1を御覧ください。まず一つ目の○ですが、全体の策定方針を示しております。平成30年度は改正個人情報保護法の全面施行から1年、また、マイナンバー制度の導入から3年を迎えることとなりますが、引き続き、個人情報等が適正に取り扱われ、国民の皆様の安心・安全が確保されるよう、我々委員会が与えられた使命等に鑑みて、委員会として取り組むべき活動を整理する、全体としてはこのような方針で策定したいと考えております。

二つ目の〇には、方針の構成内容を示しております。大項目は平成29年度と同様に、「1. これまでの委員会の取組」、「2. 平成30年度における取組の基本的な考え方」、「3. 具体的な取組」の3本建てを考えております。

- 1. について、平成29年度は全面施行準備等の関係で、ルールメイクの実績等を記載しておりましたが、平成30年度の方針においては、「個人情報保護法関係」、「マイナンバー法関係」、「国際協力関係」の3項目を柱に、平成29年度中における監督活動や広報・啓発の取組等、各種活動状況について記載する方向で考えております。
- 2. について、平成29年度と同様、1. のこれまでの委員会の取組を踏まえ、平成30年度はどのような考え方に基づき各種活動を進めていくか、3. の具体的な取組につなげるための基本的な考え方について整理する方向で考えております。
- 3. について、ここがまさに平成30年度に取り組むこととする具体的な活動を記載するところになりますが、今回の方針においては、特に点線枠囲み内の5点を盛り込む方向で考えております。

1点目について、これまで改正法の全面施行のタイミングということもあり、事業者を メインに様々な広報活動を展開してまいりましたが、平成30年度は、事業者に加え、消費 者や子供向けの広報を拡充していきたいと考えております。

2点目について、改正法全面施行のタイミングで個人情報保護法相談ダイヤルを開設しましたが、これまで、一定程度の情報が蓄積されてきております。この情報を多面的に分析し、委員会が公表しているQ&A等に適時適切に反映させていきたいと考えております。

3点目について、現在、保護評価指針の変更のパブリックコメントを実施中ですが、平成30年度中に基礎項目評価書の新様式が適用されるなど、指針の変更に伴う対応が求められることとなります。各種対応が円滑に進むよう、周知活動等をしっかり行っていきたいと考えております。

4点目について、これまでの監視・監督活動の中で、特に小規模の地方公共団体においては、なかなか対応ができていないところがあるといった実態を把握してきております。 このような地方公共団体の底上げを図る観点から、検査項目を絞った検査を活用するとと もに安全管理措置セミナー等を本格化していきたいと考えております。

5点目について、これまで個人データの国際的な流通が円滑に行われる環境を整備するため、諸外国の関係機関と対話等を進めてきているところですが、平成29年度中において、一定程度の進展がございました。平成30年度においては、そのような状況を踏まえ、企業のグローバル活動が活発化することが予想されるところ、当該企業が円滑に活動を行えるよう、委員会としてしっかり支援をしていきたいと考えております。

説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。手塚委員。

○手塚委員 説明ありがとうございました。委員会は特定個人情報と個人情報の両方を扱う重要な組織であります。国内外を問わず、企業にとってもビッグデータ活用の観点から、我々がどのような方針で取り組んでいくかということについて、関心の高まりを見せていると思います。そういう意味において、このような形で、平成30年度の活動方針の方向性を示すということは、委員会の活動の基となる考え方等を広く認識してもらうためにも大きな意義を持つものだと思います。

以上です。

- ○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。
- 〇嶋田委員 資料1の3. 具体的な取組の①~⑤についてですが、これは新たに取り組むということでしょうか、それとも今取り組んでいるものを拡充していくということでしょうか。現時点において、何らかの具体的なプランがあるのであれば教えていただきたいです。
- ○堀部委員長 其田事務局長。
- ○其田事務局長 ①につきましては、子供向けハンドブックを作成し公表しております。

また、委員会ウェブサイトに消費者ページを既に開設をしておりまして、徐々に活動を始めているところでございます。⑤につきましては、こちらも委員会ウェブサイトにGDPRページを開設し、GDPRの周知用コンテンツの準備を進めており、今後、更に活動の展開を考えているところでございます。

- ○嶋田委員 ありがとうございました。
- ○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

平成30年度の活動方針の策定に向けて、特に盛り込む必要性のあるポイントが整理されております。具体的な取組①に関しまして、子供に向けた個人情報のPRは世界的に重要となっておりますし、⑤に関しましては、GDPRの運用開始もありますので、その点を踏まえていただきたいところです。それではこの方向性を踏まえて、活動方針を具体化してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

次に、議題2、欧州一般データ保護規則に関する情報提供につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今年5月25日に適用が開始されるGDPR (EU一般データ保護規則) に関し、当委員会が実施している情報提供について説明いたします。

資料2を御覧ください。「1. 背景」につきまして、GDPRはEU(欧州連合)において、EU保護指令に基づき加盟各国で制定施行されている現行のデータ保護法に代わり、EUに同一に直接的に適用される個人データ保護に関する法律です。この「EU」はEU加盟国及び、欧州経済領域(EEA)の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインを含みます。

「2.委員会の取組」につきまして、我が国においてはEU域内で活動する企業も多く、またGDPRには域外適用規定がありますので、EU域外の活動に関してGDPRの適用を受ける可能性のある企業も少なくないと見込まれております。事業者等から当委員会へ、GDPRに関するご質問も寄せられておりますことから、当委員会では、我が国の事業者のご参考となるよう、昨年7月より委員会ウェブサイト内に特別のページを設けて、GDPRに関連する情報をまとめて発信しております。具体的には、資料2別紙に実際のウェブサイトの画像を紹介しております。

別紙の1ページ目、当該ページへのアクセスにつきましては、委員会ウェブサイトのトップページに「バナー」という画像を設置し、これをクリックすればGDPRに関するページへ直接アクセスできるよう工夫しております。

別紙の2ページ目に、当該ページを開いたところの画像と内容を御紹介しております。 GDPRの概要や、EU域内から域外へ、また我が国からEU域内への越境データ移転等 につきまして、現時点でEUが公表している情報を掲載しております。

参考(外部サイトへのリンク)として、EUが発表しているGDPRのガイドラインは、 このウェブページの末尾にリンク先を掲載しております。 別紙の3ページ目に該当部分の画像を紹介しております。これらは現在英語版へのリンクを掲載しておりますが、日本語参考訳の掲載に向けて鋭意作業中です。

別紙の4ページ目を御覧ください。今月より、EU各国の個人データ保護機関が開設するウェブサイトについても、各国公用語及び、準備されている場合は英語のリンク先をまとめ、御紹介いたします。

各国の個人データ保護機関が独自にGDPRに係る解説資料等を提供している場合、そのリンク先も御紹介いたします。日本語参考訳は準備できたものから順次掲載し、現在も鋭意作業中です。

このように今後も情報を収集し、提供する情報を充実させてまいります。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 御説明ありがとうございました。

今年5月に適用が開始されるGDPRについては、我が国の事業者のその多くが適用を 受ける可能性があるため、周知を図り、対応を促すことは非常に重要であると思います。 情報を集約して発信する試みは有意義であり、今後もあらゆる機会に委員会として継続的 に情報を収集し、発信していきたいと思います。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

GDPRは事業者から大きな関心が寄られております。日EUの相互認証が実現したとしても、域外適用によりGDPRの適用対象となる事業者は、中小規模の事業者も含め、それに準拠した体制構築等の対応をしていく必要がありますので、当委員会が情報を提供することは大変重要であり、今後も継続して取り組んでいきたいと思います。

○堀部委員長 続きまして、議題3、その他です。

委員の海外渡航承認につきまして、丹野委員が3月24日から3月28日までニュージーランドに委員会用務外で渡航されるとのことです。この海外渡航について承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございました。

海外渡航については承認されました。

本日の議題は以上です。本日の会議資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお 願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、3月29日木曜日の14時30分から行う予定

でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。 本日は、誠にありがとうございました。